

神戸市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業実施要綱

令和2年7月17日 福祉局長決定

(目的)

第1条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業により、障害福祉サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行うことを目的とし、令和5年5月8日付障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の実施について」に基づき、本事業に関する補助金を交付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害福祉サービス等事業所

以下の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所を総称したものをいう。

(2) 通所系サービス事業所

生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

(3) 障害者支援施設等

障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

(4) 訪問系サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、就労定着支援、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

(5) 相談支援事業所

計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(対象事業所等)

第3条 本事業の対象となる事業所等は、神戸市内に所在する者のうち、次の各号に定めるものとする。

(1) 障害福祉サービス等事業所等のサービス継続支援事業

次の①から④のいずれかに該当する事業所等を対象とする。なお、具体的なサービス種別は別添1に規定する。

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した事業所等

(職員に感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)が発生し職員が不足した場合を含む。)

② 感染者と接触があった者に対応した事業所等

③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く)

なお、一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2に規定する。

④ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る)

(2) 障害福祉サービス等事業所等との協力支援事業

次の①②のいずれかに該当する事業所等の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該事業所等からの利用者の受入れや当該事業所等への応援職員の派遣等、協力する事業所等を対象とする。

① (1)の①の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所

(対象経費)

第4条 本事業の対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める経費とし、助成額(基準単価)は別添1に規定する。

なお、国、地方公共団体その他の者から同一の経費について補助金を受けている場合は、本事業の対象としない。

(1) 障害福祉サービス等事業所等のサービス継続支援事業

令和4年4月1日以降の、新型コロナウイルスの感染者等が発生した事業所等において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

① 前条(1)①、②に該当する事業所等の場合

- ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限る)
- ・事業所等の消毒・清掃費用
- ・感染症廃棄物の処理費用
- ・感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用(備品は除く)

以下の費用は、代替サービス提供期間に要した費用に限る。

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
 - ・代替場所の確保費用（使用料）
 - ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
 - ・代替場所や利用者宅への旅費
 - ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用
 - ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
- ② 前条(1)③に該当する事業所等の場合
- ・一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり、障害者支援施設等に限り）
- ③居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用（代替サービス提供期間に要した費用に限る）
- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用
 - ・代替場所の確保費用（使用料）
 - ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
 - ・代替場所や利用者宅への旅費
 - ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用
 - ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
- (2) 障害福祉サービス等事業所等との協力支援事業
- 令和4年4月1日以降の、感染者が発生した事業所等の利用者に必要なサービスを確保する観点から、利用者の受入れや当該事業所等への応援職員の派遣等、協力する事業所等において必要な経費を支援する。
- ・利用者受入や職員の応援派遣に係る費用（追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で別添1に掲げる基準単価及びその他の条件を基準とし、事業所等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額（他の補助金等の収入を用いている場合は、当該補助金等の交付の対象となった経費を除外した額）を比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 1施設・事業所ごとに、前条(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで助成することができる。
- 3 基準単価は、対象経費の支出年度単位で適用する。

（交付申請）

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を令和6年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補

助金申請書兼請求書（様式第1号）

- (2) 事業所・施設別申請額一覧（様式第2号）
- (3) 事業所・施設別個票、積算内訳（様式第3号）
- (4) 通帳の写し等金融機関情報が確認できる資料
- (5) その他市長が必要と認める資料

（交付の決定等）

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知のうえ、補助金を交付するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者に対し以下の条件を付するものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を神戸市に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）には、別に定める様式により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに神戸市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を神戸市に返還しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について領収証書等の証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止に係る承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

3 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第5号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、改正前の様式1号については、当分の間、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年5月8日から適用する。ただし、令和4年4月1日から令和5年5月7日までの間の第3条、第4条及び第6条3号の適用については、なお従前の例による。